

# I 調査の概要



## 1 調査の目的

本調査は、都民の健康状態、栄養素等摂取量及び食品摂取状況等の実態を明らかにし、健康増進対策等に関する基礎資料を得ることを目的として、健康増進法第10条の規定に基づく国民健康・栄養調査により実施した。

## 2 調査の客体

平成29年国民健康・栄養調査地区（全国300単位区）のうち、東京都（八王子市、町田市を除く市町村部）、特別区、八王子市及び町田市が調査を実施した36地区の世帯及びこれを構成する満1歳以上の世帯員を調査の客体とした。調査実施状況及び年齢階級別実施状況は表1及び表2のとおりである。

表1 調査実施状況

	全 都	区・政令市部	市町村部
地区数(単位区)	36	29	7
世帯数(世帯)	156	109	47
世帯員数(人)	363	248	115
栄養摂取状況調査(人)1歳以上	321	221	100
身体状況調査(人)1歳以上	360	245	115
血液検査(人)20歳以上	117	85	32
生活習慣調査(人)20歳以上	299	205	94

表2 年齢階級別実施状況（性・年齢階級別）

(人)

総 数	総数	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上
栄養摂取状況調査	321	24	29	7	17	41	51	34	44	74
身体状況調査	360	25	32	9	22	49	56	41	46	80
血 液 検 査	117	—	—	—	4	21	21	14	17	40
生活習慣調査	299	—	—	—	25	47	53	44	47	83

(人)

男 性	総数	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上
栄養摂取状況調査	168	15	19	4	7	22	25	18	24	34
身体状況調査	184	16	20	4	8	26	28	22	25	35
血 液 検 査	52	—	—	—	2	8	8	5	10	19
生活習慣調査	146	—	—	—	10	25	25	23	25	38

(人)

女 性	総数	1-6 歳	7-14 歳	15-19 歳	20-29 歳	30-39 歳	40-49 歳	50-59 歳	60-69 歳	70 歳以上
栄養摂取状況調査	153	9	10	3	10	19	26	16	20	40
身体状況調査	176	9	12	5	14	23	28	19	21	45
血 液 検 査	65	—	—	—	2	13	13	9	7	21
生活習慣調査	153	—	—	—	15	22	28	21	22	45

## 3 調査時期及び日数

- (1) 栄養摂取状況調査 平成29年11月中の1日（日曜日及び祝日を除く）
- (2) 身体状況調査 平成29年11月中の1日
- (3) 生活習慣調査 平成29年11月中の1日

## 4 調査の内容

### (1) 栄養摂取状況調査（調査票様式98頁参照）

#### ア 世帯状況

世帯員番号、氏名、生年月日、性別、妊婦（週数）・授乳婦別、仕事の種類

#### イ 食事状況（1日）

家庭食・調理済み食・外食・給食・その他（欠食等）の区分

#### ウ 身体状況（1日）

身体活動量（歩数）、歩数計の装着状況

#### エ 食物摂取状況（1日）

料理名、食品名、使用量、廃棄量、世帯員ごとの案分比率（朝・昼・夕・間食別）

### (2) 身体状況調査（調査票様式97頁参照）

調査項目は、表3のとおりである。問診は、服薬状況、糖尿病診断及び治療の有無、医師等からの運動禁止の有無、運動習慣について行った。

表3 身体状況調査実施内容

	身長	体重	腹囲	血圧	血液検査	問診
1-5歳	○	○	—	—	—	—
6-19歳	○	○	—	—	—	—
20歳以上	○	○	○	○	○	○

### (3) 生活習慣調査（調査票様式102頁参照）

食生活、身体活動、休養（睡眠）、飲酒、喫煙、歯の健康等に関する生活習慣全般を把握した。また、平成29年は重点項目として、高齢者の健康・生活習慣の状況を把握した。

## 5 調査の方法

### (1) 栄養摂取状況調査

#### ア 食物摂取状況調査

管理栄養士等の調査員が被調査世帯を訪問し、世帯の代表者あるいは食事づくりの担当者に面談の上、栄養摂取状況調査票の記入方法を指導し作成した。

#### イ 1日の身体活動量<歩数>

歩数計を被調査者に配布し、1日の身体活動量（歩数）と歩数計の装着状況を調査者本人が記入した。

### (2) 身体状況調査

調査対象地区ごとに調査会場を設け、被調査者を会場に集めて医師等が調査項目の計測及び問診等を実施した。

#### ア 血圧

体位は椅子の座位とし、水銀血圧計を用いて収縮期及び拡張期を2回計測した。

#### イ 血液検査

調査項目は20項目である。採血に当たっては、「なるべく食後4時間以上経過していること」とした。

#### 《血液検査項目》

血色素量、ヘマトクリット値、赤血球数、白血球数、血小板数、血糖値、ヘモグロビンA1c、総コレステロール、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、

中性脂肪（トリグリセライド）、総たんぱく質、アルブミン、クレアチニン、鉄（Fe）、TIBC（総鉄結合能）、AST（GOT）、ALT（GPT）、 $\gamma$ -GT（ $\gamma$ -GTP）、尿酸

(3) 生活習慣調査

栄養摂取状況調査票と併せて、生活習慣調査票を配布した。調査票には被調査者本人が記入した。

## 6 本書利用上の注意点

(1) 本書「東京都民の健康・栄養状況」は、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づき実施した平成29年国民健康・栄養調査の中から都民の結果をとりまとめたものである。なお、性・年齢別に見た場合、一部にデータの少ないものがある。

(2) 栄養素等摂取量の算出に際しては、「日本食品標準成分表2015年版（七訂）」及びその追補版を使用した。

(3) 平成15年からは、「栄養素調整調味料」「複合調味料」「特定保健用食品」「錠剤・カプセル、顆粒状のビタミン・ミネラル」からの栄養素等摂取状況についても、調査を行っていたが、平成24年からは、「錠剤・カプセル・課粒状のビタミン・ミネラル」の把握は行っていない。

また、特定保健用食品、特定の栄養素が強化されている食品は、「通常の食品」として取り扱った。

(4) 平成24年からは、食事状況は、主たる‘おかず’の内容によって、「家庭食」「調理済み食」「外食」に分類した（種類は9項目）。おかずを食べなかった場合は、主食（ごはん、パン、めんなど）の内容で分類した。

(5) 本書の中の「全国」の数値は、「国民健康・栄養調査報告」の数値を使用した。

(6) 血圧の判定は、下記を用いて判定した。

区分	収縮期血圧(mmHg)		拡張期血圧(mmHg)	
	値	かつ	値	かつ
至適血圧	<120	かつ	<80	
正常血圧	120~129	かつ/または	80~84	
正常高値血圧	130~139	かつ/または	85~89	
I度高血圧	140~159	かつ/または	90~99	
II度高血圧	160~179	かつ/または	100~109	
III度高血圧	≥180	かつ/または	≥110	
(孤立性)収縮期高血圧	≥140	かつ	<90	

(7) 肥満の判定は、BMI（Body Mass Index）を用いた。

「 $BMI = \text{体重kg} / (\text{身長 m})^2$ 」の計算式により算出し、判定基準は次のとおりとした。

判定	やせ(低体重)	普通	肥満
BMI	18.5未満	18.5以上25.0未満	25.0以上

(8) メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の判定については、本調査の血液検査では空腹時採血が困難であるため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準項目である空腹時血糖値及び中性脂肪値により判定はしない。

したがって、本調査における判定は、以下のとおりとした。

ア メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）が強く疑われる者

- 腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち、2つ以上の項目に該当する者（基準を満たすか、又は服薬あり）。
- イ メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予備群と考えられる者  
 腹囲が男性85cm、女性90cm以上で、3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち、1つの項目に該当する者（基準を満たすか、又は服薬あり）。

メタボリックシンドロームの判定に係る「3つの項目」

項目	血中脂質	血 圧	血 糖
基準	・HDL-コレステロール値 40mg/dl未満	・収縮期130mmHg以上 ・拡張期 85mmHg以上	・ヘモグロビンA1c値6.0%以上
服薬	・コレステロールを下げる薬服用 ・中性脂肪を下げる薬服用	・血圧を下げる薬服用	・血糖を下げる薬服用 ・インスリン注射使用

※ヘモグロビン A1c の判定は NGSP 値による。

- (9) 数字は四捨五入により算出した。そのため、図表中の合計と内訳の計が一致しない場合がある。  
 対象者数については（ ）内で併記した。  
 また、項目によりデータ不明者数が異なるため、図表中の合計と調査の客体が一致しない場合がある。  
 なお、グラフ化した部分については、データを加工して作成し、集計表は素集計の結果を掲載しているため、図表と集計表の数値が一致しない場合がある。
- (10) 指標として「日本人の食事摂取基準（2015年版）」を用いた。

## 7 調査に関する秘密の保持

この調査は世帯や個人の私的なことに及ぶ場合もあるため、その個人情報の保護と管理に万全を期し、被調査者に危惧の念をいだかせないように留意した。